

平成30年度 出前講座実施要項

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

1 目的

これから進路や就職先を検討していく小学生、中学生、高校生、大学生等を対象に、山口県内の福祉・介護職場で働く方々が、仕事内容や魅力、やりがい等を語る出前講座を実施することにより、福祉・介護業界の認知度を高めるとともに理解促進を図り、進路選択の一つに加えてもらうことを目的に本事業を実施する。

2 対象者

小学生、中学生、高校生、大学生、短期大学生、専門学校生等（以下「学校」という）

3 実施体制

〔主催〕 山口県

〔実施主体〕 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター
（以下「福祉人材センター」という）

4 実施内容等

（1）出前講座の内容

福祉・介護職場のホントについての講義 等

（講義テーマ例）「福祉・介護の仕事とは？」

「なぜ福祉・介護の仕事を選んだのか？」

「どのような資格が必要なのか？」

「仕事のやりがい、楽しさは何か？」 等

（2）時間

1 講座 2 時間程度（学校の要請で延長、短縮可能）

（3）実施期間

平成30年10月1日～平成31年3月31日まで

※ただし、出前講座申込受付は、平成31年1月30日までとする。

5 講師等

（1）講師

県内の福祉・介護職場に所属する役職員

その他目的を達成すると見込まれる者 等

（2）講師料

講師の旅費・謝金は、「山口県社会福祉協議会 講師謝金等支給単価表」のと

おりとする。

6 県社協の主な役割

県社協は、次の役割を行うものとする。

(1) 調整及び通知

①「出前講座申込書」(様式1)を受けた時は、学校と講師との日程等の調整を行う。

②講師所属施設と講師及び学校へ「出前講座決定通知書」(様式2、3、8)を送付する。

(2) 講師謝金の支払事務

①講師から、(様式4、5、6、7)を受理する。

※様式7については、講師謝金総額が5万円以上のみ提出してもらうこととする。

②講座終了後、学校からの「実施報告書」(様式9)を受理後、講師謝金(様式10)を支払う。

7 講師の主な役割

講師は、次の役割を行うものとする。

(1) 講座内容の検討および配布資料等の作成

学校のテーマに基づき、講座内容を検討し、必要に応じて配布資料を作成する。

(2) 講座の実施

8 学校の責務

学校の責務等は、次のとおりとする。

(1) 学校は、「出前講座申込書」(様式1)を、出前講座希望日程日2ヶ月前までに福祉人材センターに提出する。なお、申込書の提出は、講師からの提出も可能とする。

(2) 学校は、出前講座終了後、10日以内に「実施報告書」(様式9)を福祉人材センターに提出する。

附 則

この要項は、平成30年9月18日から施行する。